

〔別添4〕 BRC(放送と人権等権利に関する委員会)について

※ BRCホームページより抜粋

申立て



BRC は名誉・プライバシーなどに関わる人権侵害を審理します

審理の対象となるもの

- 放送局の個別の放送番組によって生じた人権侵害
- 苦情申立人と放送局との間で話し合いがつかない状況にあるもの
- 放送のあった日から3か月以内に放送局に申し立てられ、かつ、1年以内に「BRC」に申し立てられたもの
- 原則として人権侵害を受けた個人または直接の利害関係人が申し立てるもの

審理の対象とならないもの

- 個別の番組でなく、放送全般に対する苦情
- 裁判で争っているもの
- 損害賠償を求めるもの
- NHKと民放連加盟社の放送番組以外のもの

申立ての手順

Step1 苦情

- ❶ 放送番組によって人権等が侵害されたと思った時は、その放送を行った放送局に苦情の申立てをしてください。苦情は、まず放送局が真剣に受け止め解決に当たります。

Step2 申立

- ❷ 放送局との話し合いで問題が解決せず、BRCの審理を求めたい場合、電話・ファックス・郵便などの方法でその内容を示していただきます。
- ❸ 苦情内容が、BRCで取り扱う範囲のものであれば、事務局から「権利侵害申立書」を送ります。必要事項を記入し返送していただきます。

Step3 審理

- ④ BRC は、苦情の内容を検討し、審理の対象とするかどうかを決定します。
 - ⑤ BRC は、苦情申立人、放送局側から提出された資料(放送テープなど)を基に審理し、必要に応じて双方の出席を求め意見を聞きます。
-

Step4 公表

- ⑥ 審理の結果を、「見解」あるいは「勧告」としてまとめ、当事者に通知するとともに公表します。BRC は審理結果を当該放送局に放送するよう求めます。
-